

甲賀市小規模事業者事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内で卸売業又は小売業を営む事業者が、エネルギー価格高騰の影響を受けつつも、卸・小売価格に仕入れ価格の上昇分を転嫁できず、収益率が大幅に低下していることに鑑み、事業の維持及び持続的発展を可能としていくために交付する小規模事業者事業継続支援金（以下「支援金」という。）の交付手続に関し、甲賀市補助金等交付規則（平成16年甲賀市規則第34号）、甲賀市行政サービス制限条例（平成22年甲賀市条例第18号）及び甲賀市行政サービス制限条例施行規則（平成22年甲賀市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者であること。ただし、専ら日本標準産業分類（令和5年7月告示）における「5226 茶類卸売業」及び「5893 茶類小売業」に該当する事業を営む者は、この限りでない。

(2) 申請日時点において、次のいずれにも該当すること。

ア 本市に店舗又は事業所を有し、今後も本市において営業又は事業を継続する意思があること。

イ 本市に本店（個人事業主にあつては、住民登録）があること。

ウ 専ら日本標準産業分類（令和5年7月告示）における大分類「I 卸売業、小売業」に該当する事業を営む者であること。

2 前項の規定にかかわらず、支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の対象としない。

(1) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている法人であること。

(2) 甲賀市暴力団排除条例（平成23年甲賀市条例第36号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること（法人の場合は役員を含む。）。

(3) 交付決定までに、次に掲げる要件を満たすことが明らかになった事業者であること。ただし、アに該当する場合においては、不正に受給した補助金等の全額に加え、国、地方公共団体等が求める延滞金、加算金等を支払い、かつ、刑罰等を受ける場合はその刑罰等の執行を受け終えた事業者又はその執行が猶予された事業者については、この限りでない。

ア 国、地方公共団体等による補助金等において不正経理又は不正受給を行ったことがある場合

イ 刑事告訴され、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中である場合
(支援対象経費)

第3条 支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、次の各号のいずれにも該当する経費で、別表に定めるものとする。ただし、フランチャイズチェーン加盟店に係る事業経費及び国、県又は市の他の制度による補助又は扶助の対象となる経費は除く。

(1) 支援対象者の売り上げ拡大、収益率改善及び顧客拡大に資する経費

(2) 令和8年6月30日以降に発生し、令和9年2月26日までに支払が完了した経費

(3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、支援対象経費の3分の2に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小規模事業者事業継続支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書・見積書（様式第3号）

(3) 誓約書（様式第4号）

(4) 甲賀市行政サービス制限条例施行規則第4条第3項の市税納付状況調査同意書

(5) 店舗又は事業所の所在が確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 支援金の交付は、支援対象者1者につき1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の決定をしたときは、小規模事業者事業継続支援金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ小規模事業者事業継続支援事業計画変更承認申請書（様式第6号）に収支変更予算書・見積書（様式第7号）を添えて、市長に提出しその承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、支援決定者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による変更申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、変更交付の決定を行い、小規模事業者事業継続支援金変更交付決定通知書（様式第8号）により支援決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 支援決定者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、小規模事業者事業継続支援事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第10号）

(2) 領収書の写し

(3) 実績写真（実施前・実施後）又は事業効果が分かる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 支援決定者は、前項に規定する実績報告を行うに当たって、支援金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による実績報告があったときは、速やかにその内容を審査の上、支援金の額を確定し、小規模事業者事業継続支援金交付額確定通知書(様式第11号)により、支援決定者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第10条 支援決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに小規模事業者事業継続支援金請求書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 振込口座が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、30日以内に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、支援決定者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けようとしたとき、又は受けたときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、小規模事業者事業継続支援金交付決定取消通知書兼返還請求書(様式第13号)により支援決定者に通知するものとし、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(支援金に係る経理)

第12条 支援金の交付を受けた者は、支援金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長

が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 8 月 2 6 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前に支援金の交付決定を受けた者に係る規定については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第 3 条関係）

区分	内容
①機械装置等費	必要な機械装置等の購入に要する経費（店舗等の省エネ改修を含む。）
②広報費	パンフレット、ポスター、チラシ、インターネット広告、SNS 広告等の作成及び当該広報媒体を活用するために支払われる経費
③ウェブサイト 関連費	販路開拓等を行うためのウェブサイト及びEC サイト、システム等の開発、構築、更新、改修及び運用をするために要する経費
④新商品開発費	新商品及び包装パッケージの試作品の開発に伴う原材料費、設計費、デザイン料並びに製造、改良及び加工するために支払われる経費
⑤借料	補助事業の遂行に直接必要な機器、設備等のリース・レンタル料として支払われる経費
⑥委託費	上記①～⑤に該当しない経費であって、補助事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費（自ら実行することが困難な業務に限る。）

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者

〒

住所

屋号

氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

担当者・連絡先

小規模事業者事業継続支援金交付申請書

標記の支援金を下記のとおり交付されるよう、甲賀市小規模事業者事業継続支援金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

支援金交付申請額 金 円

【添付書類】

- （１） 事業計画書（様式第 2 号）
- （２） 収支予算書・見積書（様式第 3 号）
- （３） 誓約書（様式第 4 号）
- （４） 甲賀市行政サービス制限条例施行規則第 4 条第 3 項の市税納付状況調査同意書
- （５） 店舗又は事業所の所在地が確認できる書類
- （６） その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

事業計画書

補 助 事 業 名	
企 業 概 要	日本標準産業分類番号_____（3 桁を記入） 常用雇用労働者人数 _____ 人
自社及び自社の提供 する商品・サービスの強み	
販路開拓・業務効率化の取組（支援 事業）の内容	
期 待 す る 効 果	
事 業 実 施 期 間	着手 _____ 完了 _____ 年 月 日から 年 月 日まで

様式第3号（第5条関係）

収支予算書・見積書

見積額 金 円

(収入の部)

(単位：円)

資 金 区 分	予 算 額	積 算 根 拠	備 考
市 支 援 金			
借 入 金			
自 己 資 金			
合 計			

(支出の部)

(単位：円)

経 費 区 分	予 算 額	積算根拠（品名・単価・数量等）	備 考
合 計			

※予算額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入のこと

支出予算額合計 _____ 円 $\times 2 / 3 =$ _____ 円

見積額 円（千円未満切り捨て・限度額20万円）

様式第4号（第5条関係）

誓約書

私は、「甲賀市小規模事業者事業継続支援金」の交付を申請するに当たり、下記の内容について、誓約いたします。

記

- 1 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）の滞納はありません。
- 2 今後も市内において事業を継続する意思があります。
- 3 全ての申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、支援金を市に返還します。
- 4 支援金の受給の前後を問わず、市から調査、検査、報告及び是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 5 私又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。また、第2号から第6号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - （4）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
 - （5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （6）前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

年 月 日

甲賀市長 あて

住 所

屋 号

代表者名

㊞

（代表者生年月日 年 月 日）

※住所は、個人にあつては本人確認資料記載の住所を、
法人、団体にあつては本店所在地を記載すること。

第 号
年 月 日

（申請者）

様

甲賀市長



小規模事業者事業継続支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の支援金については、甲賀市小規模事業者事業継続支援金交付要綱第 6 条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

支援金交付決定額 金 _____ 円

条 件

1. 補助事業の内容の変更をする場合においては、予め承認を受けること。
2. 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかにその経過を報告し、承認を受けること。
3. 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告をし、指示を受けること。
4. 甲賀市補助金等交付規則及びこの告示の規定を遵守すること。

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住所
屋号
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
担当者・連絡先

小規模事業者事業継続支援事業計画変更承認申請書

年 月 日に交付の決定を受けました標記の事業に変更が生じたので、関係書類を添えて申請します。

補 助 事 業 名	
自社及び自社の提供 する商品・サービスの強み	
販路開拓・業務効 率化の取組内容	
期 待 す る 効 果	
事 業 実 施 期 間	着手 完了 年 月 日から 年 月 日まで

様式第 7 号（第 7 条関係）

収支変更予算書・見積書

変更見積額 _____ 円

(収入の部) (単位：円)

資 金 区 分	変更予算額	積 算 根 拠	備 考
市 支 援 金			
借 入 金			
自 己 資 金			
合 計			

(支出の部) (単位：円)

経 費 区 分	変更予算額	積算根拠（品名・単価・数量等）	備 考
合 計			

※予算額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入のこと

支出変更予算額合計 _____ 円 × 2 / 3 = _____ 円

変更見積額 _____ 円（千円未満切り捨て・限度額 2 0 万円）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

甲賀市長



小規模事業者事業継続支援金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の支援金については、下記
のとおり変更交付決定を行いましたので、甲賀市小規模事業者事業継続支援
金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

支援金変更交付決定額 金 円

様式第 9 号（第 8 条関係）

小規模事業者事業継続支援事業実績報告書

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住所
屋号
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
担当者・連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記の支援金について、甲賀市小規模事業者事業継続支援金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

支援金の額 金 円

補 助 事 業 名	
販路開拓・業務効率化の取組内容	
期 待 す る 効 果	
事 業 実 施 期 間	着手 完了 年 月 日から 年 月 日まで

【添付書類】

- (1) 収支決算書（様式第 1 0 号）
- (2) 領収書の写し
- (3) 実績写真（実施前・実施後）又は事業効果が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

収支決算書

（収入の部）

（単位：円）

資 金 区 分	内 容	金 額
市 支 援 金		
借 入 金		
自 己 資 金		
合 計		

（支出の部）

（単位：円）

経 費 区 分	内 容	金 額
合 計		

※決算額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入のこと

支出決算額合計_____円×2／3＝_____円

支援金額_____円（千円未満切り捨て・限度額20万円）

小規模事業者事業継続支援金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

甲賀市長



年 月 日付けで交付決定のあった標記の支援金については、下記のとおりその額を確定したので、甲賀市小規模事業者事業継続支援金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

金 _____ 円

年 月 日

甲賀市長 あて

申請者 住所
屋号
氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
担当者・連絡先

小規模事業者事業継続支援金請求書

標記の支援金の交付を受けたいので、甲賀市小規模事業者事業継続支援金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

1. 支援金の額 金 円

2. 振込先

金融機関名		本（支）店名	
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			
(フリガナ) 口座名義人			

【添付書類】

- (1) 振込口座が確認できる書類（通帳の見開きの写し）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

（申請者）

様

甲賀市長



小規模事業者事業継続支援金交付決定取消通知書兼返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記の支援金について、甲賀市小規模事業者事業継続支援金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、交付決定の取り消しを通知します。

つきましては、下記のとおり支援金を納付期限までに返還するよう、併せて通知します。

記

取 消 理 由	
---------	--

【返還対象の支援金】

交付した支援金額	円
返 還 請 求 額	円
納 付 期 限	年 月 日